

20 農地・農業者年金

◎農地の権利移動や転用について【農業委員会 ☎42-2111（内線 253）】

農地（田、畑、採草放牧地）の権利移動や転用を行う場合は、農業委員会又は県知事の許可が必要です。

●農地の移動・転用

農地の移動・転用の内容	農地の移動・転用の要件
権利の設定、移転（農地）・農地法第3条	取得後農作業に従事すること。取得後耕作面積が10a以上になること
権利の設定、移転（農用地）・農業経営基盤強化促進法	認定農業者、又はあっせん基準に適合する場合
転用（権利の移動なし）・農地法第4条	自己所有農地等を農地以外のものにする場合
転用（権利の移動あり）・農地法第5条	所有者以外の方が農地を、農地以外のものにして利用する場合
農地の賃借権の解除通知・農地法第18条	

※転用を行おうとする農地が、農業地域振興整備計画の農用地に指定されている場合は、転用手続きの前に、農業地域振興整備計画の農用地から除外する手続きが必要となります。詳しくは、役場産業振興課生産振興係（☎42-2111内線214）にお尋ねください。

●農業委員会定例会

農業委員会では、毎月1回（予定20日）に定例会を開催しています。農地法の許可申請書の提出期限は毎月10日、郵送での受け付けはしていません。

◎農業者年金について

農業委員会は、農業者だけが加入できる農業者の将来を支える年金の、加入や受給等の相談窓口です。

- ・加入資格：農業に従事する60歳未満の方で、国民年金第1号被保険者。農業従事要件は、年間60日以上。
- ・年金受給：65歳から支給されます。希望により60歳から64歳まで繰り上げ請求できます。80歳までに死亡した場合は、80歳までに受け取る予定であった年金額を、生計を一にする遺族が死亡一時金として受け取ることができます。
- ・保険料：月20,000円から67,000円まで、1,000円刻みで自由に設定できます。
- ・政策支援：認定農業者や青色申告等意欲のある担い手は、国の保険料助成等により負担が軽減されます。

◎農地を集積し効率的な利用を【村農業再生協議会 ☎42-2111（内線 252）】

農地の借り手が見つからない方、農地を借りて経営規模を拡大したい方、農地を集約して作業の効率化を図りたい方は、村農業再生協議会（☎42-2111内線252）にお問い合わせください。

◎農地取得の下限面積が10アールに緩和【農業委員会 ☎42-2111（内線 253）】

農地を取得する際の下限面積が30aから10aに緩和されました。